令和５年２月10日	資料 ２－２
第16回歯科口腔保健の推進に関する専門委員会	

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第２次）における目標・指標（案）

第一　歯・口腔に関する健康格差の縮小における目標

一　歯・口腔に関する健康格差の縮小によるすべての国民の生涯を通じた歯科口腔保健の達成

目標	指標	目標値
①歯・口腔に関する健康格差の縮小	ア　３歳児で４本以上のう蝕のある者の割合	0%
	イ　12歳児でう蝕のない者の割合が90%以上の都道府県数	25都道府県
	ウ　40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合	5%

第二　歯科疾患の予防における目標

一　う蝕の予防による健全な歯・口腔の育成・保持の達成

目標	指標	目標値
①う蝕を有する乳幼児の減少	ア　３歳児で４本以上のう蝕のある者の割合（再掲）	0%
②う蝕を有する児童生徒の減少	イ　12歳児でう蝕のない者の割合が90%以上の都道府県数（再掲）	25都道府県
③治療していないう蝕を有する者の減少	ウ　20歳以上における未処置歯を有する者の割合	20%
④根面う蝕を有する者の減少	エ　60歳以上における未処置の根面う蝕を有する者の割合	5%

二　歯周病の予防による健全な歯・口腔の保持の達成

目標	指標	目標値
①歯肉に炎症所見を有する者の減少	ア　10代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	10%
	イ　20代～30代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	15%
②歯周病を有する者の減少	ウ　40歳以上における歯周炎を有する者の割合	40%

三　歯の喪失防止による健全な歯・口腔の育成・保持の達成

目標	指標	目標値
①歯の喪失の防止	ア　40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合（再掲）	5%
②より多くの自分の歯を有する高齢者の増加	イ　80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合	85%

第三　生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上における目標

一　生涯を通じた口腔機能の獲得・維持・向上の達成

目標	指標	目標値
①よく噛んで食べることができる者の増加	ア　50歳以上における咀嚼良好者の割合	80%
②より多くの自分の歯を有する者の増加	イ　40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合（再掲）	5%

第四　定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標

一　定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進

目標	指標	目標値
①障害者・障害児の歯科口腔保健の推進	ア　障害者支援施設及び障害児入所施設での過去１年間の歯科検診実施率	90%
②要介護高齢者の歯科口腔保健の推進	イ　介護老人福祉施設、介護医療院及び介護老人保健施設での過去１年間の歯科検診実施率	50%

第五　歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標

一　地方公共団体における歯科口腔保健の推進体制の整備

目標	指標	目標値
①歯科口腔保健の推進に関する条例の制定	ア　歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している保健所設置市・特別区の割合	60%
②PDCAサイクルに沿った歯科口腔保健に関する取組の実施	イ　歯科口腔保健に関する事業の効果検証を実施している市町村の割合	100%

二　歯科検診の受診の機会及び歯科検診の実施体制等の整備

目標	指標	目標値
①歯科検診の受診者	ア　過去1年間に歯科検診を受診した者の割合	95%
②歯科検診の実施体制の整備	イ　法令で定められている歯科検診を除く歯科検診を実施している市町村の割合	100%

三　歯科口腔保健の推進等のために必要な地方公共団体の取組の推進

目標	指標	目標値
①う蝕予防の推進体制の整備	ア　15歳未満でフッ化物応用の経験がある者	80%

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第２次）における参考指標（案）

第二　歯科疾患の予防

一　う蝕の予防による健全な歯・口腔の育成・保持の達成

参考指標	目標値
あ　３歳児でう蝕のない者の割合	95%
い　12歳児でう蝕のない者の割合	95%

二　歯周病の予防による健全な歯・口腔の保持の達成

参考指標	目標値
あ　20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	10%
い　40歳代における歯周炎を有する者の割合	25%
う　60歳代における歯周炎を有する者の割合	45%

三　歯の喪失防止による健全な歯・口腔の育成・保持の達成

参考指標	目標値
あ　60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合	95%

第四　生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上

一　生涯を通じた口腔機能の獲得・維持・向上の達成

参考指標	目標値
あ　60歳代における咀嚼良好者の割合	80%
い　80歳での咀嚼良好者の割合	70%

第五　歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

一　地方公共団体における歯科口腔保健の推進体制の整備

参考指標	目標値
あ　市町村支援を実施している都道府県数	47都道府県
い　歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（歯科口腔保健計画を含む）を策定している市町村の割合	100%

三　歯科口腔保健の推進等のために必要な地方公共団体の取組の推進

参考指標	目標値
あ　乳幼児期におけるフッ化物塗布に関する事業を実施している市町村の割合	80%
い　学齢期におけるフッ化物洗口に関する事業を実施している市町村の割合	60%
う　歯周病に関する事業を実施している都道府県数	47都道府県
え　口腔機能の育成に関する事業を実施している都道府県数	47都道府県
お　口腔機能低下対策に関する事業を実施している都道府県数	47都道府県
か　障害者・障害児に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県数	47都道府県
き　要介護高齢者に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県数	47都道府県
く　在宅等で生活等する障害者・障害児に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県数	47都道府県
け　在宅等で生活等する要介護高齢者に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県数	47都道府県
こ　医科歯科連携に関する事業を実施している都道府県数	47都道府県